

平成29年5月26日  
自動車局保障制度参事官室**平成29年度の「安全運転推進事業」の公募を本日から開始します！！**

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進及び自動車事故の発生防止を図るための各種施策を実施しているところですが、その取組みの1つとして、本日より、平成29年度の「安全運転推進事業」の公募を開始します。

## 1. 本補助事業の概要

**【安全運転推進事業】**

- ① 企業や団体が、自動車事故の発生防止を図るため、法令に拠るものとは別に自ら率先して、一般に広く、自動車運転者等に対して、安全運転に関する知識・運転技術等の向上を図る講習等を開催する場合に係る経費を補助するもの。  
(例) シニアドライバーが第一当事者となる自動車事故が増加していることを踏まえたシニア層を対象とした講習等の開催
- ② 企業や団体が、自動車事故の発生防止を図るため、法令に拠るものとは別に自ら率先して、組織全体として自動車事故を発生させない安全風土の醸成等、安全体制の構築に組織的に取り組むため、講習等を受講する場合に係る経費を補助するもの。  
(例) 国際規格ISO39001（道路交通安全マネジメントシステム）等の一定の基準を満たす場合に認証される資格の取得の一環として行う取組

## 2. 本補助事業の募集期間

平成29年5月26日（金）～平成29年6月23日（金）

なお、本補助事業の応募要件・審査基準・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

([http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000049.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000049.html))

## ■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

東海林、松本

電話：03-5253-8111(内線41417、41418)  
03-5253-8580(直通)

F A X：03-5253-1638